湯沢町 宿泊税 導入検討委員会

― 第5回 ―

令和8年8月28日

観光立町宣言
湯沢町

君と一緒に暮らす町

目次

1 前回の検討委員会の振り返り

2 検討委員会としての提言の確認

3 検討委員会最終報告書の作成について

1. 前回の検討委員会の振り返りとスケジュール確認

1-1.検討委員会スケジュールについて

1-2.前回の検討委員会の振り返り～特別徴収義務者交付金～

1-3.前回の検討委員会の振り返り～充当が偏らないための対策～

1-4.前回の検討委員会の振り返り～宿泊税活用会議～

観光立町宣言
湯沢町
君と一緒に暮らす町

1-1.検討委員会スケジュールについて

回	時期	検討内容(案)
第1回	令和8年4月27日 済	(1) 検討委員会について(目的・これまでの経緯・導入スケジュール等) (2) 湯沢町の観光の目標像と計画 (3) 湯沢町の観光の現状と課題 (4) 宿泊税の使途(案) (5) 宿泊税制度設計の骨子(案) (6) 次回の検討委員会に向けて
第2回	令和8年5月21日 済	(1) 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認 (2) 入湯税と宿泊税の使途のすみ分け (3) 宿泊税の使途(委員会における方向性の確定) (4) 宿泊税制度の骨子(候補の集約)
	令和8年6月 済	各エリア・各部会への説明・情報共有 事業者アンケート
第3回	令和8年7月13日 済	(1) 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認等 (2) 宿泊税の使途(事業者意見反映・検討委員会案確定) (3) 宿泊税制度の骨子(事業者意見反映・検討委員会案確定)
第4回	令和8年8月6日 済	(1) 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認 (2) 具体的な使途の選定手続き (3) 検討委員会としての提言
第5回	令和8年8月28日	(1) 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認 (2) 検討委員会としての提言の確認 (3) 検討委員会最終報告書の作成について

1-2.前回の検討委員会の振り返り～特別徴収義務者交付金～

観光立町宣言
湯沢町
君と一緒に暮らす町

前回の事務局の提案（準備会案）

納付額の2.5%を基本とし、導入後3年間は3.0%とする。電子申告を行う場合は、さらに0.5%を加算する。

第4回検討委員会での主な意見

意見の要旨	委員意見
電子申告の加算率について	特別徴収義務者交付金について、納付額の2.5%とあるが、以前、電子申告をした場合は、もう少しパーセンテージを上げるという話が出ていたかと思うが、その点はどうなったのか。
基準を上回る率を設定することの合理的理由の必要性について	【事務局より】事務局としては、交付金は納付額の2.5%というのを一つの基準としたいと考えている。2.5%というのは、先行自治体における一般的な基準であり、それよりも高い率を設定するには、何かしら対外的に説明可能な合理的理由が必要だと考えている。それは総務省との協議においても必要となると考えている。どの部分を重点的に措置していくべきか、その理由も含めて改めてご意見をいただきたい。
重点的に措置することのメッセージ性	どの部分に重点して率を設けるかは、町としての方針を示すメッセージにもなる。電子申告などを進めるために、この部分の加算を手厚くするという考え方もあると思う。
事業者の立場の意見	事業者の立場から言えば、交付金は多い方がありがたい。基本の率も、2.5%にとどめず、3%にし、導入後3年間は3.5%、さらにeLTAX利用で1%加算するなど、できる限り手厚くしていただきたい。
町全体での気運醸成の観点	せっかく宿泊税を新たに導入し、未来に向けた投資に弾みをつけるのであれば、交付金の率についても、他の委員からの話にもある通り、上積みしていただけるとなお良いと思う。役場側が支出を抑えたい立場も理解するが、町全体で制度を盛りあげる気運を高める意味でも、一定の上積みは有効だと考えている。
電子申告の推進の観点	電子申告に関しては、町としてDX化といったものを推し進めるということで、十分理屈は通ると思う。電子申告を大幅に上げることは重要だと思っていて、仮に導入後の3年間の加算はなくとも、できれば電子申告を1.5%くらいにできたらいいと思う。
インバウンド客が多い地域特性について	私は事業者の立場から、基本の2.5%についても、もう少し手厚くしてほしいと思う。湯沢はインバウンド客が多く、外国人宿泊者への説明には対応の手間がかかる。そういった湯沢の特徴を理由に、一定の加算があっても良いのではないかと思う。

1-2.前回の検討委員会の振り返り～特別徴収義務者交付金～

観光立町宣言
湯沢町
君と一緒に暮らす町

合理的理由の必要性　～交付金の趣旨と二つの観点～

事業者負担を補填する観点　⇔　宿泊税を最大限活用する観点

- 事業者の負担は適切に補填する必要があるが、交付金が多くなれば事業に活用できる財源は少なくなる
  →納税者の理解を得るためにも、特別徴収義務者交付金の増額設定は合理的な理由が必要
- 交付金の趣旨は「事業者負担の補填」であり、特定の目的に誘導することは本旨ではない
  →インセンティブとしての増額設定幅は、本来の趣旨から外れない範囲で設定する必要性がある
- 電子化のためのシステム導入などは制度導入時に集中するため、恒常的な加算が「誘因」として有効か考慮する必要がある
  →「システム導入・改修補助金」や、「制度導入3年間は0.5%加算」による事業者負担の補填も予定
- 制度は簡素である必要性がある

交付金を増額する合理的理由と適切な増幅について

外国人観光客が多い地域特性
2.5%+0.5%

電子化の促進・奨励・補填
0.5%+0.5%

1-2.前回の検討委員会の振り返り～特別徴収義務者交付金～

観光立町宣言
湯沢町
君と一緒に暮らす町

前回の事務局の提案（準備会案）

納付額の2.5%を基本とし、導入後3年間は3.0%とする。電子申告を行う場合は、さらに0.5%を加算する。

委員意見を踏まえた修正案

納付額の3.0%を基本とし、導入後3年間は3.5%とする。電子申告を行う場合は、さらに1.0%を加算する。

修正案の趣旨

・外国人旅行客への説明等の事業者の負担・懸念を補填するため、基本の率を+3.0%とする

・電子申告・電子納税（eLTAXに限る）による効率化促進の誘因として1.0%を加算する

・制度導入時の負担を補填する観点から、導入後3年間は+0.5%を加算する

・事業者負担の補填という趣旨や、宿泊者から納税された税を最大限活用する観点から、準備会案からの増加幅はそれぞれ0.5%に留める

参考（試算）

税収試算額3億6,320万円×4.5%（最大）＝約1,634万円

1-3.前回の検討委員会の振り返り～充当が偏らないための対策～

充当事業が偏らないための対策として、宿泊税を分類し、上限・下限割合を設けることについての意見は以下の通りです。

分類①	湯沢町観光まちづくり機構が行う事業	分類③	湯沢町が行うハード整備事業（基金積立含む）
分類②	湯沢町が行うソフト事業	分類④	その他の基金積立（災害対策等）

意見の要旨	委員意見
基金の積立の必要性について	分類③の基金積立というのは、ハード事業に向けた個別の基金積立で、分類④の災害対応基金とは別物ということなのか。ハード事業に向けた基金積立は含まず、災害対応基金の積立が3%ということであれば、それでよいのではないかと思う。
充当事業が偏らないための対策として割合を定めることについて	本日欠席の委員に事前にヒアリングしたところ、災害等に備える基金積立に下限割合を設定するのはともかくとして、残りの分類については、具体的な割合を定めると、運用が縛られ、状況の変化に柔軟に対応できなくなることが懸念されるとのことだった。 よって、事務局としても、具体的な割合は設けず、「充当割合が著しく偏らないように予算を編成しなければならない」というような文言で整理するのが良いのではないかという見解に至っている。 基金積立については重要だが、これを別に考えるのであれば、そもそもこの14ページの「充当事業が偏らないための分類」が必要かどうかという話にもなる。というのも、これまで13ページの「使途の考え方」や「重点活用項目」という二つの基準を作っており、これに加えて三つ目の基準を設けるとなると、使途を決める際に参照すべき判断軸が多すぎて複雑になりすぎるのではないかという懸念もある。 今議論になっている14ページの「充当事業が偏らないための分類」は、宿泊税を「誰が使うか」という判断軸だが、やはり一番重要なのは、宿泊税を「何に使うか」ということであって、それはこれまで検討してきた「使途の考え方の視点」や「重点活用項目」という13ページの方だと思う。 私も、13ページのアンケートに基づく重点活用項目が一番重要だと思っている。重点活用項目は、まちづくり機構の事業にも、町の行うソフト事業・ハード事業にもすべてに関わってくる。そうであれば、明確に分類できないとも思うので、災害に向けた積立以外は柔軟でいいと思う。ただし、まちづくり機構が行う事業への配慮は文言として入れていただければと思う。 私も、宿泊税活用会議で13ページの「使途の考え方」と「重点活用項目」がきちんと議論され、チェック機能が働くのであれば、災害に向けた基金積立以外には上限・下限を設けなくても良いのではないかと思う。 私も、災害に備える基金積立についてはルールが必要だと思っていて、例えば基金残高が1億円を超えるまでは、毎年一定割合を積み立てるといった形にするのが良いのではないかと思う。また、まちづくり機構への配慮は必要だと思う。それ以外は、皆さんがおっしゃるように、ソフトとハードをきれいに分けられる事業はなかなかないと思うので、上限・下限を細かく決めるのではなく柔軟に対応する方向で良いと思う。

1-3.前回の検討委員会の振り返り～充当が偏らないための対策～

観光立町宣言 湯沢町
君と一緒に暮らす町

分類①	湯沢町観光まちづくり機構が行う事業	分類③	湯沢町が行うハード整備事業（基金積立含む）
分類②	湯沢町が行うソフト事業	分類④	その他の基金積立（災害対策等）

委員意見のまとめ

- 誰が使うかより何に使うかが重要
- エリアの意見を吸い上げる「湯沢町観光まちづくり機構」への配慮は必要
- 災害対策等に備えた基金積立※は特に重要

※大規模災害、感染症流行時など観光客激減時の事業継続又は誘客促進事業等に向けた積立

委員会の結論

・4つに分類したり、それぞれに上限額を設けることはせず、「使途の考え方」と「重点活用項目」で使途を決定

・ただし、エリアの声を吸い上げる「湯沢町観光まちづくり機構」への配慮は必要

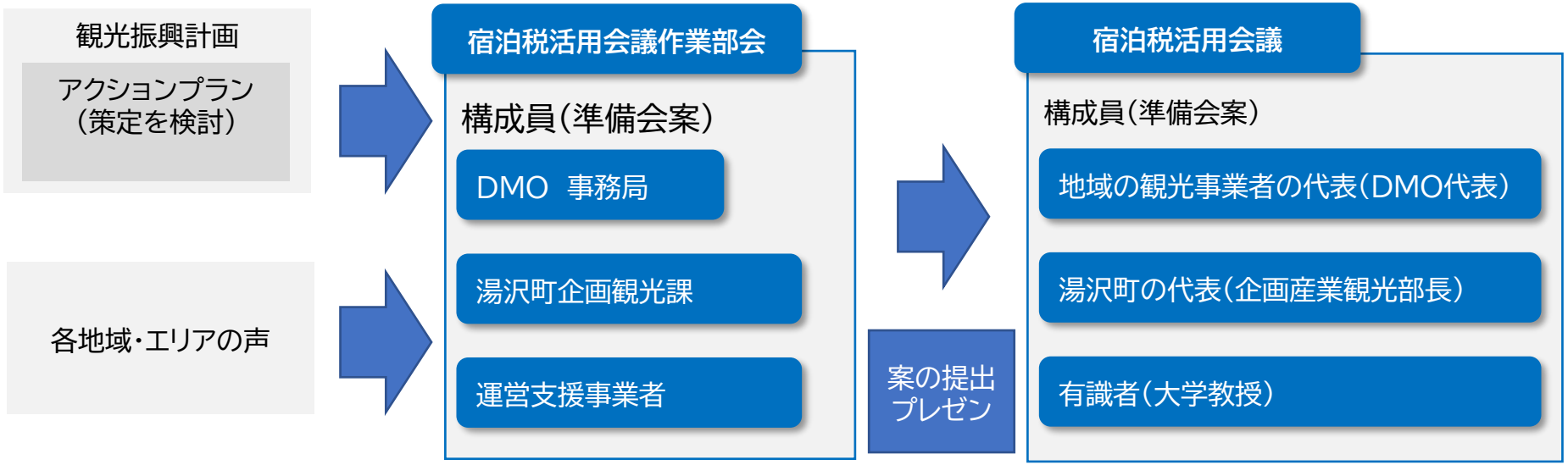
・大規模災害、感染症流行時など観光客激減時の事業継続又は誘客促進事業等に向けた基金積立は重要なので、4つの分類とは別に独立項目として扱う

上記結論を提言書に盛り込む。また基金の具体的な積立金額については、宿泊税活用会議に委ねる。

1-4.前回の検討委員会の振り返り～宿泊税活用会議～

観光立町宣言 湯沢町
君と一緒に暮らす町

前回の資料で示した図（準備会案）と、前回の委員からの意見は以下の通りです

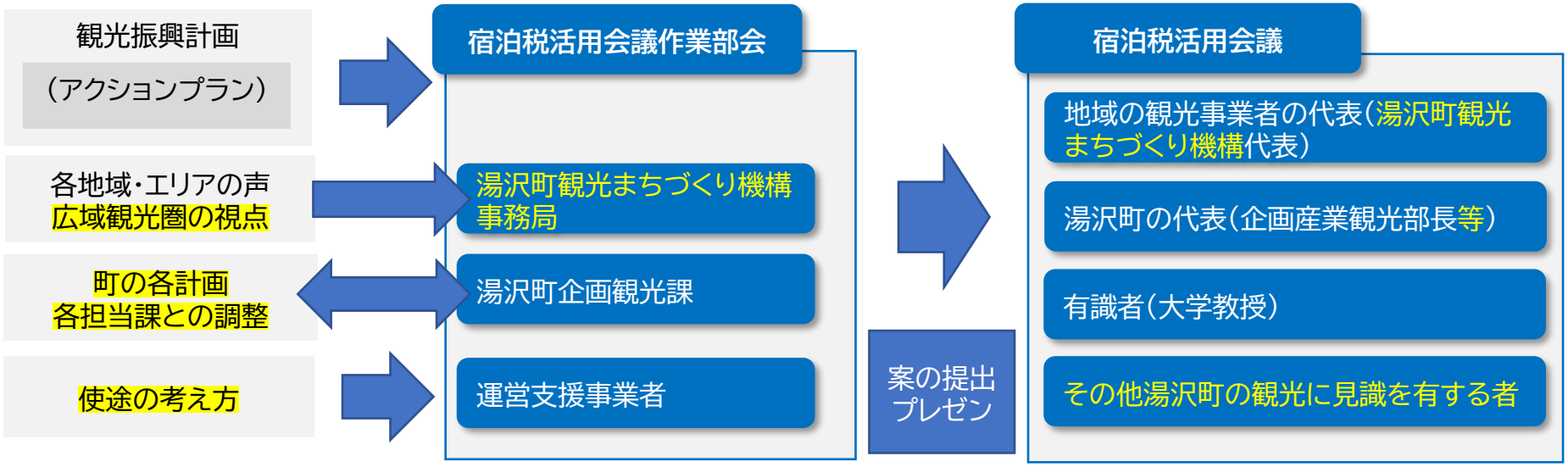


意見の要旨	委員意見
雪国観光圏の位置づけについて	説明のあった準備会の案では、宿泊税活用会議やその準備会の構成員として「DMO」とくくられており、これは湯沢町観光まちづくり機構に限らず、雪国観光圏も含まれるということだと思う。ただ、雪国観光圏は7市町村にまたがる事業を展開するDMOであり、今回湯沢町が独自に導入する宿泊税とどう整合させるかは、大きな課題だと感じている。湯沢町観光まちづくり機構は、雪国観光圏とも連携している。以前から議論になっているエリア間の調整も、基本的に湯沢町観光まちづくり機構内で行うということであれば、広域の調整についても同じように、湯沢町観光まちづくり機構の中で行ったうえで、宿泊税活用会議に持ち込むという立て付けの方が、筋が通るのではないかと思う。
宿泊税活用会議のメンバーについて	【事務局より】宿泊税活用会議の構成メンバーについては、今ここで具体的に決められるものではないが、準備会案のようにごく少人数で運営できるかということについては、私どもとしても難しく感じているところ。
町の各担当課との調整手続きについて	宿泊税活用会議で宿泊税活用計画を策定し、それを各担当課に提出して予算要求を行うという形が想定されているが、その活用計画と、町の各担当課が作成している各種計画と整合を図っていかないと、活用計画を提出した後に手戻りになる可能性があると思う。作業部会の役割はかなり重要になると思うが、この流れ、手順について、担当課との調整を含めた形にしてもらえると良いと感じる。
宿泊税活用会議作業部会が集約すべき意見（資料修正）	資料10ページの作業部会の図では、「観光振興計画」と「各地域・エリアの声」から「作業部会」に矢印が伸びているが、ここに「使途の考え方」もしっかりと参照することが分かるようにした方がいいと思う。つまり、この3本柱を元に作業部会で検討するという整理になる。

1-4.前回の検討委員会の振り返り～宿泊税活用会議～

観光立町宣言
湯沢町
君と一緒に暮らす町

委員からの意見を受けた修正案は以下の通りです



主な修正点

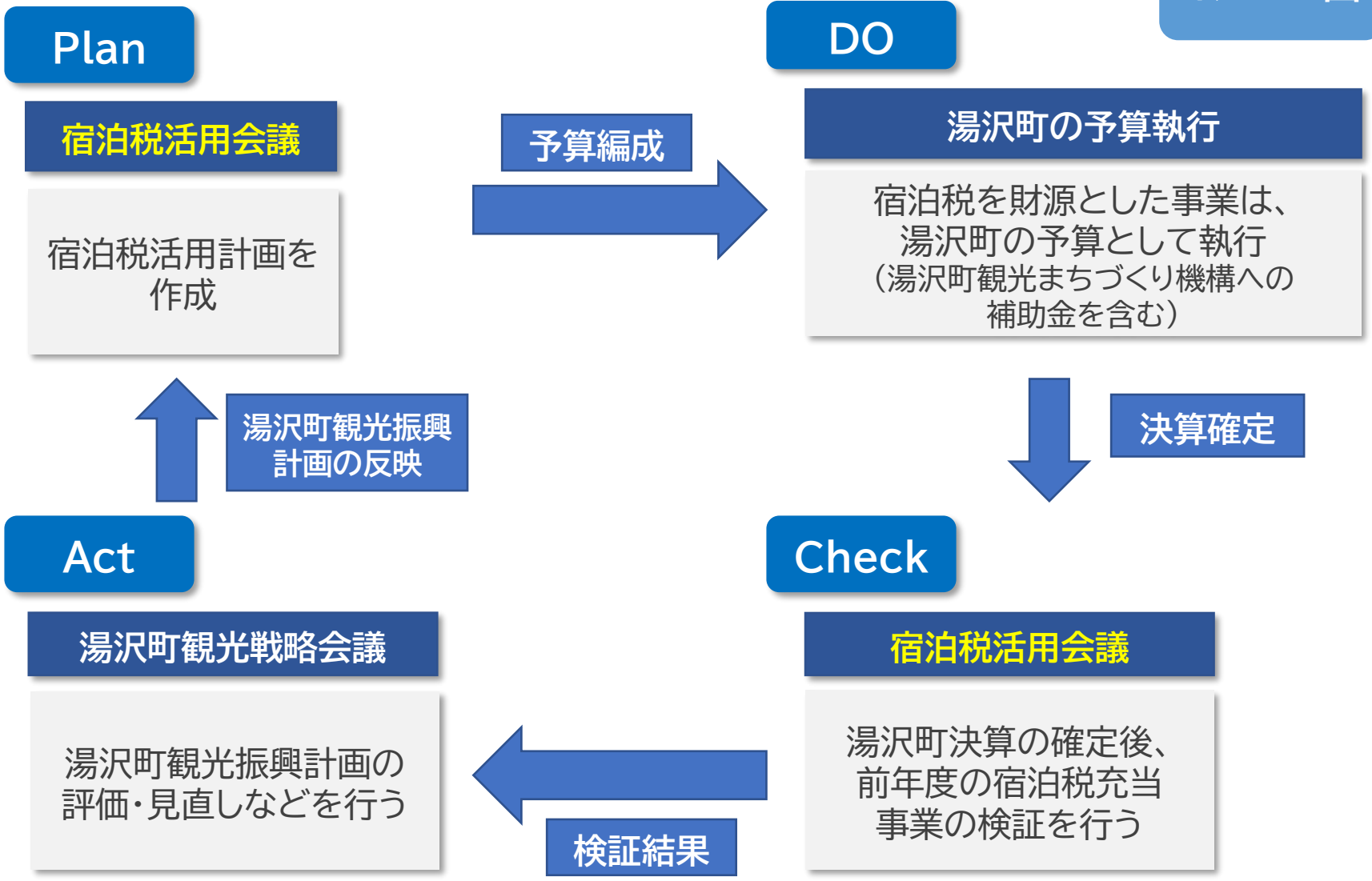
- 宿泊税活用会議及び作業部会は、使途の考え方に沿って宿泊税活用計画及びその案を作成します
- 湯沢町観光まちづくり機構は、構成員の意見を集約し、地域やエリアの声を反映させます
- 広域観光圏の視点や見識は、湯沢町観光まちづくり機構を通じて反映させます
- 湯沢町企画観光課は、町の各計画や担当課と調整を行います
- 宿泊税活用会議における町の代表は、必要に応じて、税や財政、各事業についての代表が参加します
- その他の宿泊税活用会議の構成員については、必要に応じて適切な人選を行います

1-4.前回の検討委員会の振り返り～宿泊税活用会議～

観光立町宣言
湯沢町
君と一緒に暮らす町

宿泊税活用会議は、その使途案を審議・選定して町に提案するとともに、
宿泊税を活用した事業の検証を行います。

イメージ図



2. 検討委員会としての提言の確認

- 提言書案の修正箇所と修正後の提言書の確認

3. 検討委員会最終報告書の作成について

- 最終報告書の作成・確認の流れ

観光立町宣言
湯沢町
君と一緒に暮らす町

提言書案の修正箇所と修正後の提言書の確認

第4回にお示しした提言書案からの主な修正点は以下の通りです

重点活用項目の追加

・宿泊税の使途について、5つの視点に加え、重点活用項目についても提言書に記載

特別徴収義務者交付金

交付金の率について、第5回検討委員会にて示した修正案の通り修正

罰則規定

今後の運用に合わせて柔軟に対応できるよう、抽象度の高い一般的な表現に修正

財源管理

重要な要素である基金積立（災害、感染症、観光需要の急減等の不測の事態の備え）について追加し、具体的な積立方針等は宿泊税活用会議に委ねることを規定。基金積立の必要性を規定するとともに、その率や目標額は、将来の状況に合わせて柔軟に対応可能とする余地を残す。

提言書案の修正箇所と修正後の提言書の確認

使途の偏り防止と、エリアの声を集約する湯沢町観光まちづくり機構への配慮

3.その他留意事項の「①宿泊税活用会議による使途の選定」内に提言を加える

課税標準となる宿泊料金の算定方法の明示について

宿泊事業者の懸念を払拭するため、課税標準となる素泊まり料金相当額の算定方法について提言を加える

公平・公正な制度運用

違法な営業や無申告に対し必要な対策を講じることを提言に加える

入湯税の使途の見直し

入湯税の使途の見直しに関する表現を修正し、見直しの機会を設けることを強調

その他

留意事項の順番の入れ替えや、提言書の締めくくりの文章を追加するなど体裁を調整

最終報告書の作成・確認の流れ

観光立町宣言
湯沢町
君と一緒に暮らす町

①第5回までの検討結果を取りまとめ、事務局にて案を作成

検討委員会の資料の内容を中心に、検討結果を反映させたうえで取りまとめ・編集を行う

②委員長が事務局案を確認

報告書の内容については委員長が監督し、委員長指示に基づき事務局にて修正・編集作業等を行う。

③全委員への照会・確認

報告書は、公表される前に全委員へ内容の確認を行う。文書による照会を予定。

④報告書の確定・公表

委員会として内容を確定させたうえで、湯沢町のホームページにて公表する。